

管理監督者向けハラスメント対策の教育のご案内

福岡東労働基準協会

福岡中央労働基準協会

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他の者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。

今年5月29日には職場でのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを企業に初めて義務づける法律が、参議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。

そこで、下記の内容の研修会を開催しますので、是非ご参加下さい。

記

第一回目 日 時 2019年09月11(水)14時から16時

場 所 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1

内 容

- ① ハラスメントを取り巻く昨今の状況(パワハラ対策義務化の法律成立)
- ② ハラスメントが及ぼす影響(被害者・行為者・組織に与える影響)
- ③ 様々なハラスメントについて
 - ・セクハラについて
 - ・パワハラについて(指導とパワハラの違い)
- ④ 事例検討(グループ討議)
- ⑤ 職場で注意すべきポイント(防止対策の進め方)

講 師 (株)ソーシャル・ステップ 代表 渡邊 登美子

受講数 先着80名

受講料 2,000円(会員) 3,000円(非会員)

*受講料には資料代・消費税を含む。振込料は受講者負担

振込先：福岡銀行古賀支店 普通1451941 福岡東講習会事務局あて

別紙の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

以 上

「ハラスメント教育」申請書

事業場所在地	〒 ー			TEL : FAX :
事業場名				
事業主証明	(社印)	担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所	※受講番号	備考欄
			※修了証番号	
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
講習内容	職場におけるハラスメント対策			
講習年月日	2019/9/11			
会場	リーパスプラザこが (古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2019/9/11 福岡東労働基準協会会長 印			

- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101
 福岡県古賀市天神1-9-12
 TEL・FAX: 092-943-0321